

# 30by30ロードマップ



- 2021年のG7サミットでは、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」や2030年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」に取り組むことを約束
- 国内の30by30目標達成に向けて、COP15に先立ち「30by30ロードマップ」を策定 **4/8公表**
- 次期生物多様性国家戦略（年内閣議決定予定）に「30by30目標」を組み込み

## 30by30ロードマップのポイント

### ■国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上



保護地域の拡張 (日高山脈)



OECMとなるような里地里山

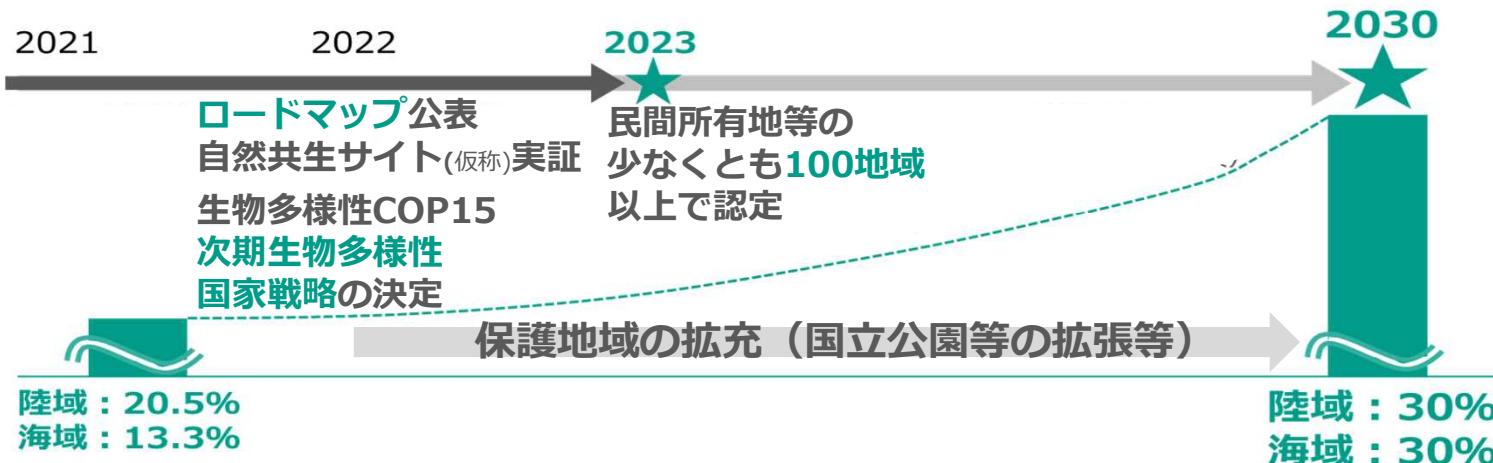
### ■地域の力を結集し、OECMで目標達成へ

OECM※:保護地域以外の生物多様性保全に貢献している場所（例 里地里山、企業の水源の森）

※Other Effective Area-based Conservation Measures

- 民間の所有地等を環境省が**自然共生サイト**（仮称）として認定し、OECMとして30%に組み込む。
- 認定により、企業価値の向上や交流人口の増加を通じた地域活性化につなげる。  
(自然を活用した社会課題の解決 (NbS※))
- 自然共生サイト（仮称）認定に向けた実証事業を2022年度に実施。

※Nature-based Solutions



# OECM全体

## WD-OECMに登録するOECMの全体像イメージ

### a) 自然共生サイト

a-1) 個別サイトの環境省認定

a-2) 団体との連携協定

### b) 関係省庁と調整・整理

### a) 自然共生サイト（沿岸（干潟等）） 個別サイトの環境省認定

b) 関係省庁と調整・整理（沖合、海底）

保護地域との重複部分をのぞく

陸域

海域

### 個別認定スキームを先駆けて検討している理由

- TNFDの動きなどを踏まえ、企業が生物多様性の保全に貢献していることを定量的に評価するためのスキームを早期に整備するため
- 個別のサイトを対象としたスキームを先行させ、基準を明確化することにより、今後検討を要する上記a-2) や b) の整理を促進するため
- 自然資本の持続可能な利用などの評価・認定スキームを世界に先駆けて構築し、発信するため

# 自然共生サイト

「自然共生サイト」は、  
例えば、

企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ、  
自然観察の森、里地里山、森林施業地、水源の森、社寺林、  
文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、屋敷林、緑道、  
都市内の緑地、風致保全の樹林、都市内の公園、ゴルフ場、スキーチャンプ、  
研究機関の森林、環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の森林、  
遊水池、河川敷、水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林、建物の屋上、  
試験・訓練のための草原・・・

といったエリアのうち、  
企業、団体・個人、自治体による様々な取組によって、本来目的に関わらず  
生物多様性の保全が図られている区域を想定

- 国立公園等の既存の保護地域に加えて、**民間等の取組**により結果的に生物多様性の保全に貢献している区域（企業緑地、里地里山、都市緑地）を、環境省が自然共生サイト（仮称）に認定する仕組みを構築中。2023年度より正式に認定を開始。
- 認定地は、環境省がOECM (*Other Effective area-based Conservation Measures*) として、国際データベースに登録することで、COP15で決定予定の次期世界目標に直接貢献していることを示すことができる。

## OECMのイメージ

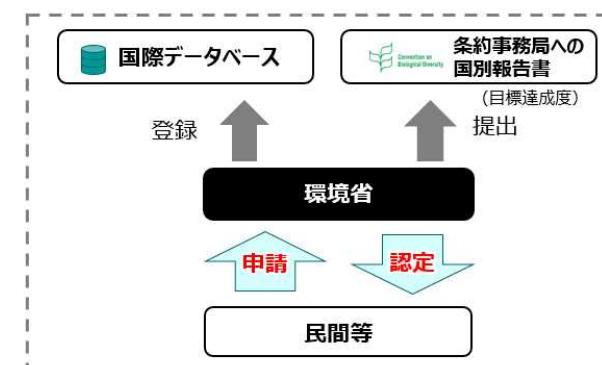


保護地域以外にも、**里地里山、水源の森、都市の自然**など、様々な場所が生物多様性の保全に貢献している

## 実証事業の実施

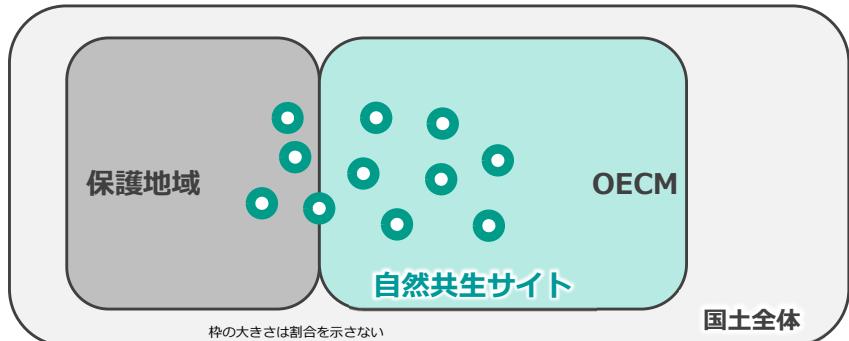
- 2022年度に、アライアンス参加者の協力を得て、自然共生サイト（仮称）認定の仕組みを試行する実証事業を実施
- 2023年中に少なくとも**100カ所以上**で認定

## 認定スキームのイメージ



環境省が自然共生サイト（仮称）に認定し、**国際データベースに登録**することで、企業や団体の貢献を明示する

# OECM登録のための自然共生サイト（仮称）の認定



本来目的に関係なく生物多様性の保全に貢献するエリアを国が  
**自然共生サイト（仮称）**として個別に認定



**WD-O E C M**  
(OECM国際データベース)

**生物多様性条約（CBD）**

保護地域との重複を除外した部分を登録



保護地域との重複を除外した部分を国別報告書で提出（目標達成度）

**認定主体：環境省**



認定基準の明確化

**申請主体：企業、団体・個人、自治体を想定**

※企業、団体・個人、自治体から申請を受けて、国が認定する仕組み<sup>4</sup>

# 検討スケジュール（案）

## R4（2022）年度

### ➤認定の仕組みを試行

（試行を通じて認定基準の見直しや認定体制のあり方の整理などを実施）

試行前期（5～8月） 23件

試行後期（9～12月） 33件

その他課題調査 10件

## R5（2023）年度

### ➤個別認定を開始予定

## R5（2023）年内に100カ所の先行認定を目指す

➤当面は国直轄で運用しながら、課題点を洗い出し、  
より効率的・効果的な仕組みになるよう改善を図っていく予定

# 「自然共生サイト」の個別認定体制の考え方

## ➤ 当面は国直轄で試行的に対応

### ✓ 実際の認定によって制度を改善する必要性

- ・当面は、認定業務を試行し、課題点等を洗い出し、制度改善を図っていく。

### ✓ 制度運用の知見の蓄積の必要性

- ・将来的に国以外の機関が認定を担うにしても、その適切な運用及び監督のため、国で知見を蓄積し、認定ガイドライン等を作成。

### ✓ 認定を受ける側のインセンティブ

- ・2023年の100地域認定、及びその後のスタートダッシュを図るために、当面は無償で（認定料を取らずに予算措置で）、国において認定を促す必要。

## ➤ 知見の蓄積後、国以外の機関への認定業務移譲の可能性も含めて再検討

# 国直轄で試行的に行う個別認定体制イメージ

▶以下の体制で、申請区域の審査・認定、WD-OECMへの登録等を実施。



令和4年度に、以下の2つの事業を実施。

## 認定の仕組みの試行（認定実証事業）

- 認定基準や審査プロセスを試行的に運用し、現実に運用した場合に、どのような課題があるかを洗い出し、令和5年度からの本格運用に向けて必要な修正を行う。
- 前期（5～8月）23件、後期（9～12月）約33件

## 調査事業

- 将来的には認定のポテンシャルがあるサイトを事例として、課題の整理・分析や認定基準を満たすための改善策を有識者の助言も踏まえながら検討する。（その結果を申請ガイドラインとしてまとめ、企業等から申請しやすくすることを目的。）

### 【課題の改善策の例】

- ✓ 区域が不明確なサイトでの、区域の考え方
- ✓ 管理者が不明確なサイトでの、管理者の考え方
- ✓ 管理計画が存在しないサイトでの、管理計画の作成（管理手法のマニュアル化）
- ✓ 簡易なモニタリング手法の考案

本格運用における認定プロセスは以下を基本とすることを想定。  
具体的にはR 4 試行を通して検討。

## \* ステップ①：事前相談～本申請

\* R4試行においても実施予定

管理内容等の充実や質の向上に繋げるため、事務局から事前に助言を受けることが可能。助言を踏まえ、申請書を提出。

## \* ステップ②：事務局による予備審査

事務局にて申請内容の予備審査。

## \* ステップ③：審査委員会による審査

有識者による審査委員会の開催。

## ステップ④：認定及び結果通知

審査委員会の結果を踏まえ、環境省が認定し、その結果を通知。

## (OECD国際データベースへの登録)

認定された区域のうち、  
保護地域との重複を除いた部分をOECD国際データベースへ登録。

# 「自然共生サイト（仮称）」の認定基準（案）

## 1. 境界・名称に関する基準

### 1. 境界・名称

## 2. ガバナンス・管理に関する基準

### 2.1. 管理権限

#### 2.1.1 管理権限の存在

#### 2.1.2 管理の衡平性

### 2.2. 管理措置

#### 2.2.1 管理措置

#### 2.2.2 管理体制の長期継続性

## 3. 生物多様性の価値に関する基準

### 3. 生物多様性の価値

## 4. 管理による保全効果に関する基準

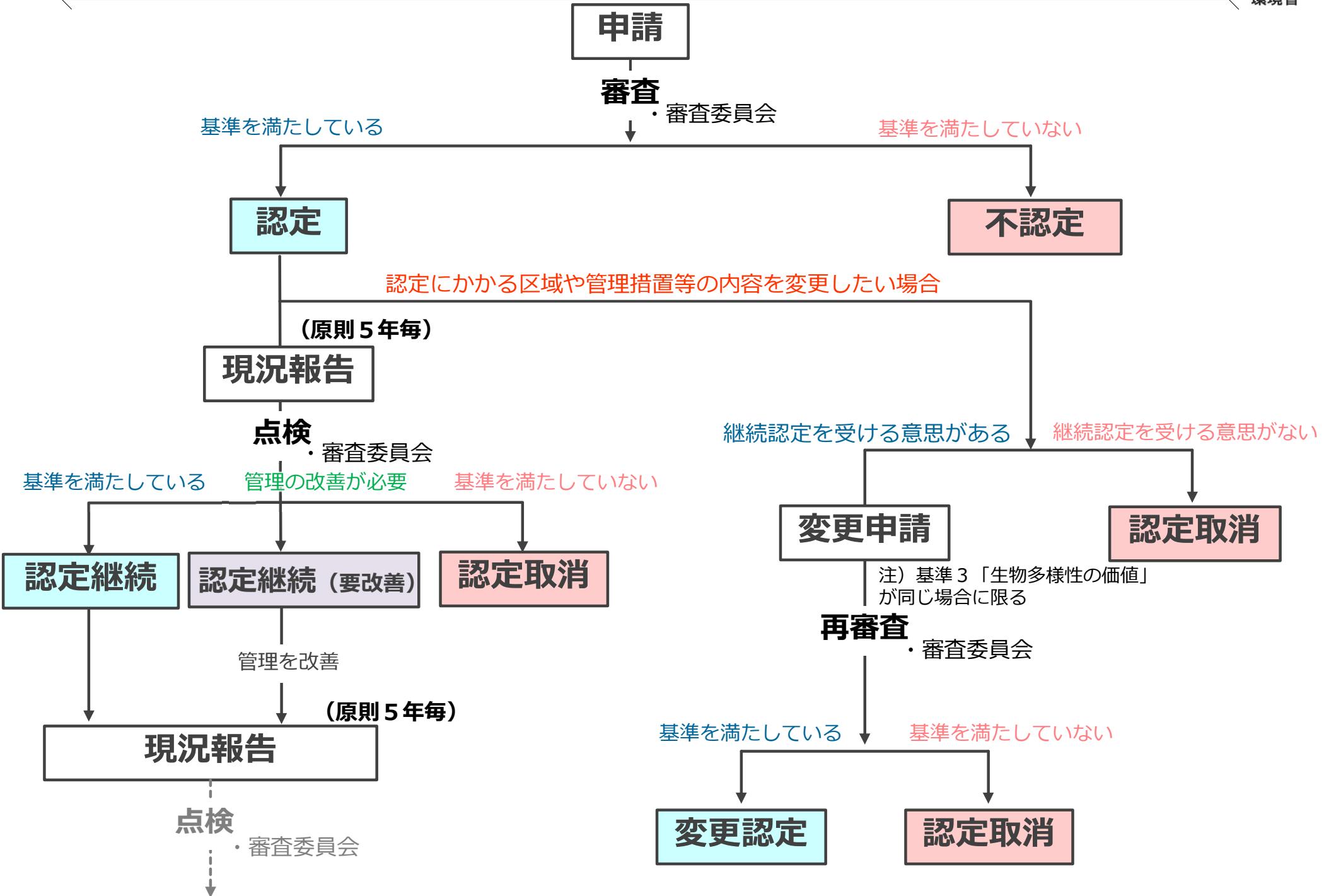
### 4.1 管理の有効性

### 4.2 モニタリングと評価

# 「生物多様性の価値」の認定基準（案）

以下のいずれかの価値を有すること	
保全上 重要な 場	公的機関等に <b>生物多様性保全上の重要性が既に認められている</b> 場
	<b>原生的</b> な自然生態系が存する場
	里地里山といった <b>二次的</b> な自然環境に特徴的な生態系が存する場
	在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が成立し、 <b>生態系 サービス</b> を提供する場
	伝統工芸や伝統行事といった <b>地域の伝統文化</b> のために活用されている自然資源の場
保全上 重要な 種	<b>希少な動植物種</b> が生息生育している場又は生息生育している可能性が高い場
	<b>分布が限定</b> されている、 <b>特異な環境</b> へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場
保全上 重要な 機能	越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、 <b>動物の生活史</b> にとって不可欠な場
	既存の保護地域又は認定地域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、 <b>緩衝機能や連結性</b> を高める機能を有する場

# 認定・継続フロー（案）



# OECM とは？ ①/2

2010年の生物多様性条約（CBD）第10回締約国会議（COP10）で採択された「愛知目標」の【目標11】で、「**2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%**」を保全するための達成手段のひとつとして掲げられた。

## 愛知目標



### ▶ 戰略目標C

生態系、種及び遺伝子の多様性を保護することにより、生物多様性の状況を改善する。



#### 【目標11】

2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、公平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムや**その他の効果的な地域をベースとする手段**（OECM : Other Effective area-based Conservation Measures）を通じて保全され、また、より広域の陸上景観や海洋景観に統合される。

（環境省による仮訳）

# OECMとは？

②/2

## OECMの国際的な定義

2018年に開催された生物多様性条約COP14において、  
OECMの定義が以下のとおり採択された。 [決定14/8]



保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、  
適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、  
生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で  
統治・管理されているもの。



## 自然環境保全基本方針（令和2年3月閣議決定）におけるOECMの位置づけ

自然環境保全基本方針では、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）を始めとする各種の関係制度を総合的に運用することとしている。

- ・民間等の取組により保全が図られている地域や保全を目的としない管理が結果として自然環境を守ることにも貢献している地域（OECM）については、こうした民間等の取組を促進するとともに、保護地域を核として連結性を強化することにより、広域的で強靭な生態系のネットワーク化を図り、生物多様性の保全を推進することとしている。

# OECM の役割への期待の高まり

2021年のG7において、G7各国が国レベルで、  
陸と海それぞれにおいて30%保全に取り組むこととされた。

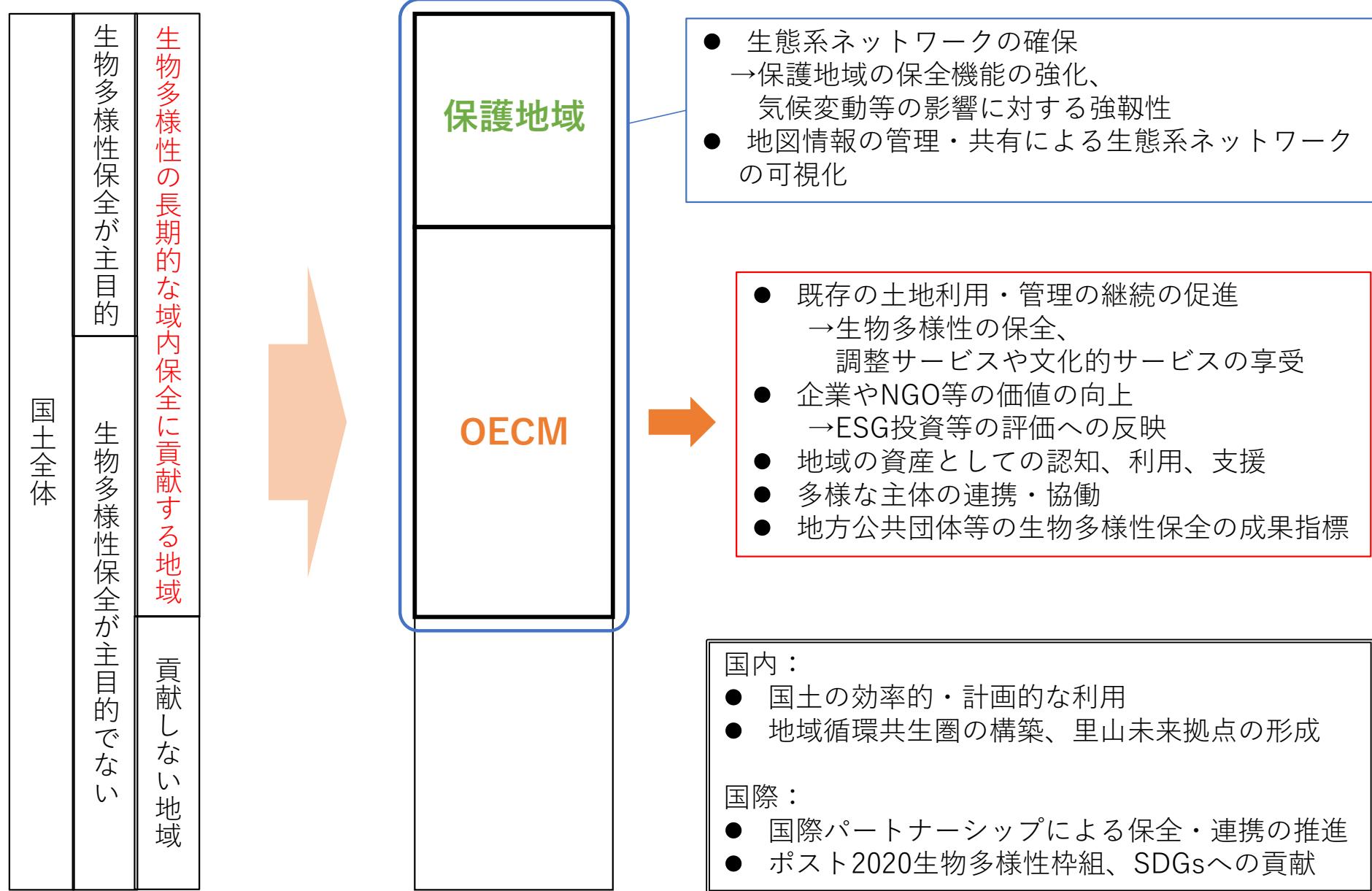
▶ これを受け、日本を含む世界各地でOECMの役割への期待が高まってきた。

◀ G7コーンウォール・サミット「G7首脳コミュニケ」の附属文書（2030年自然協約）【抜粋】▶

(3 A)

この10年間に必要とされる、保全と回復の努力のための重要な基礎として、2030年までに世界の陸地の少なくとも30%及び世界の海洋の少なくとも30%を保全又は保護するための新たな世界目標を支持すること。我々は、保護地域とその他の効果的な地域をベースとする保全手段(OECMs)の質の改善、有効性及び連結性を提唱し、これらの目標を実施するに当たり先住民及び地域社会が完全なパートナーであることを認識する。また、我々は、適切な場合には、運用を促進させるための法律、十分な資金供給、執行等を通じて、国の状況やアプローチに応じて、2030年までに、少なくとも同じだけの割合の自国の陸水域と内水面を含む土地と沿岸・海域を効果的に保全し又は保護することにつき範を示す。

# 我が国における保護地域とOECMの概念整理とそれらの役割（イメージ）



※四角の大きさは割合を表さない

# 我が国における生物多様性保全に寄与する地域の考え方について（イメージ）

1/3

どのような地域が「我が国における生物多様性保全に寄与する地域」になり得るかについて、令和2年度の検討会での議論を整理したもの。

	想定される地域	目的	生物多様性保全への寄与	管理の内容	想定される主体
① 生物 多 様 性 保 全 が 主 的	企業の森、 ナショナルトラスト、 バードサンクチュアリ、 ビオトープ、 自然観察の森 など	生物多様性 の保全	場所に応じた生物多様性 保全が図られている	自然再生から極力人 為を加えない管理ま で様々	民間企業、 民間団体、 個人、 公的機関

## 我が国における生物多様性保全に寄与する地域の考え方について（イメージ）

2/3

	想定される地域	目的	生物多様性保全への寄与	管理の内容	想定される主体
②生物多様性保全が主目的でない	里地里山 など	農林業の場、生活の場	二次的自然の形成、 二次的自然に依存する生物の 生息・生育の場	持続可能な資源利用、 動的・モザイク的な土地 利用	地域コミュニティ、 個人
	森林施業地、 水源の森 など	自然資源の 商業利用	森林生態系の生物多様性の維持	多様な樹種、複層の構造、 生物の生息・生育環境などに配慮した施業	民間企業、個人、 公的機関
	社寺林（鎮守の森）、 文化財指定・選定の地域 など	信仰及び文 化の対象	巨樹巨木の存在、 二次的自然に依存する生物の 生息・生育の場	長期的な保全	地域コミュニティ、 民間団体、個人
	企業敷地内の緑地、 屋敷林、緑道、 都市内の緑地 など	生活環境と の調和	周辺の生態系との連結性の役割、 都市及び都市近郊の生物の 生息・生育の場	緑地の保全・造成	民間企業、 地域コミュニティ、 個人、公的機関
	都市内の公園、 ゴルフ場、スキー場 など	レクリエー ション	都市及び都市近郊の生物の 生息・生育の場、 二次的自然に依存する生物の 生息・生育の場	生物の生息・生育環境の 造成、多様な自然環境の 維持	民間企業、公的機関
	風致保全の樹林 など	風致景観の 保全	都市及び都市近郊の生物の 生息・生育の場	生物の生息・生育環境の 造成	民間企業、民間団体、 個人、公的機関

# 我が国における生物多様性保全に寄与する地域の考え方について（イメージ）

3/3

	想定される地域	目的	生物多様性保全への寄与	管理の内容	想定される主体
② 生物多様性保全が主目的でない	研究機関の森林など	生物学的研究	森林生態系の生物多様性の維持	自然環境を損なわない範囲での研究行為	民間企業、民間団体、公的機関
	環境教育に活用されている森林など	環境教育	二次的自然に依存する生物の生息・生育の場	生物の生息・生育環境の造成、多様な自然環境の維持	民間企業、民間団体、公的機関
	防災・減災目的の森林、遊水池、河川敷など	生態系による防災・減災機能	森林等の生態系の生物多様性の維持	限度内の伐採や植栽の実施等	民間企業、民間団体、個人、公的機関
	水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林など	水源涵養及び炭素吸収・固定	森林生態系の生物多様性の維持	限度内の伐採や植栽の実施等	民間企業、民間団体、個人、公的機関
	建物の屋上など	人工構造物の維持	人工構造物の一部が生物の生息・生育の場	様々	民間企業、民間団体、地域コミュニティ、個人、公的機関
	試験・訓練のための草原など	試験や訓練	森林や草原生態系の生物多様性の維持	専用利用	民間企業、公的機関